

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は申立期間当時、国民年金制度については詳しく知らなかったが、A市B区への転入手続時、国民年金に加入して保険料を支払わなければ、国民健康保険証を渡せないと言われたため、6か月分をまとめて支払った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月及び50年9月の2回にわたり払い出されているが、記号番号の重複が判明したことから、48年8月にA市C区で払い出された記号番号については取り消されている。

一方、申立人は昭和50年9月にA市B区で払い出された国民年金手帳記号番号により、申立人が20歳に到達した48年*月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われていることから、この時期を基準とすると、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人は国民年金加入期間において保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、6か月と短期間であることから、保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、上記国民年金手帳記号番号の払出時期から昭和50年9月ごろに行われたとみられる国民年金加入手続の際、A市B区役所で、20歳となり被保険者資格を取得した月から保険料を納めるように言われたとしている上、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は、同年12月に昭

和 49 年度分の保険料を一括で過年度納付したことが確認できることから、同年度の保険料を過年度納付しながら、それより前に時効に到達するため優先して納付されるべき申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間分として納付したとする保険料額 4,000 円から 5,000 円は、実際の申立期間の保険料額 4,350 円とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から44年3月まで

申立期間については、夫と同時に国民年金加入手続をした時、係の人から「不足金があるから、つなげるようにお金を払ってください。」と言われ、夫の分と一緒に保険料を支払ったので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、夫と国民年金手帳記号番号が連番で昭和44年9月4日に発行されており、申立人は、このころ国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、夫婦ともに、申立期間である42年11月から44年3月までの国民年金保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、国民年金に加入していた期間について、申立期間を除き保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和44年度以降、数年にわたって、夫婦の納付日は同一であることから、申立期間の保険料について、夫婦と一緒に納付したという主張は信憑性^{びよう}があり、昭和42年11月から44年3月までの保険料について、夫は納付済みとされているのに、申立人のみ、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続について記憶は無いが、昭和44年1月に転居してから自宅に来た集金人が、保険料の納付の都度、国民年金手帳に検認印を押しており、申立期間について検認印が押されている国民年金手帳を所持していることから、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月に国民年金に任意加入し、49年3月に厚生年金保険被保険者資格取得により国民年金の資格を喪失している。この間の国民年金加入期間70か月の保険料は、申立期間の3か月を除いてすべて納付されており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住するA市では、集金人が、国民年金手帳による印紙検認方式により保険料を集金しており、申立人が記憶する納付方法と一致する。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の印紙検認記録欄には、昭和45年2月17日の検認印が押されており、この検認日の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となる。過年度保険料は、通常、印紙納付ではなく、納付書により現金納付され、加えて、A市では、集金人が過年度保険料を扱うことは無かったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳では、納付済みとされている昭和44年度の保険料が昭和45年2月17日に納付されたことを示す検認印が押されていることから、集金人が同日に申立人宅を訪れた際に、44年度の現年度保険料と併せて、当時、未納であった申立期間の保険料も集金したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から50年6月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和60年10月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は夫が行い、申立期間の保険料は、夫の預金口座から口座振替により納付していたはずである。納付を証明できるものは無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の元夫に聴取することができないため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月にその元夫と連番で払い出されており、申立期間①の当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の元夫は、夫婦の国民年金加入手続を同年10月ごろに行ったものと推認され、申立人は、申立期間①当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間①の大部分は申立人の元夫が厚生年金保険被保険者期間で申立人は任意加入の対象者となるが、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

2 申立期間②及び③については、申立人及びその元夫が国民年金に加入した昭和50年度から60歳に到達した平成9年度までにおいて、国民年金保険料の未納は、申立人及びその元夫の申立期間②（3か月）、及び申立人の申立期間③（3か月）のみであり、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の元夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②については、A市が保管する申立人及びその元夫の被保険者名簿により、昭和51年度から59年度までの国民年金保険料は、申立期間②を除いて夫婦共にすべて現年度納付されたことが確認でき、申立人の元夫が、申立期間②の3か月の保険料のみ未納としたとは考え難い。

さらに、申立期間③については、申立人の元夫は納付済みである。

加えて、申立人及びその元夫の申立期間③の前後の期間（昭和59年7月から63年3月まで）の国民年金保険料納付日は、申立期間③を除いてすべて同一であることが、A市の被保険者名簿により確認できる。このことから、申立人の元夫が夫婦の保険料を一緒に納付していた状況がうかがわれ、申立期間③について、元夫が自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を未納としたとは考え難い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、A村でB店を開業していたころ、国民年金保険料は、納付書が送付された都度、1期分ずつ納付期限に遅れないように同村役場に行き納付していたので、未納があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達以降、申立期間の直前までの国民年金保険料をすべて納付しており、しかも、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）で確認できる昭和47年度から59年度まではすべて現年度納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録、A村の記録及び申立人の国民年金手帳の記載では共に、申立人は、昭和59年4月16日に任意加入の資格を喪失したと記録されており、社会保険庁のオンライン記録では、この任意加入資格喪失は、同年8月20日の資格記録の訂正処理により、同年4月にさかのぼって行われたものであることが記録されている。

しかし、申立人には資格喪失の届出をした記憶は無く、任意加入資格喪失処理は、通常、加入者からの届出により行われるものであり、さかのぼって任意加入資格の喪失処理をすべき事由も見当たらない。このことから、さかのぼって資格喪失したとする処理は不自然であり、申立人が昭和59年4月に任意加入資格喪失手続を行ったとはみられない。

さらに、A村では、申立期間当時の国民年金保険料の納付書の内容、送付時期等については不明としているが、申立人は、期（3か月）ごとに送付されてきた納付書により納付していたと記憶している。

以上のことから、申立人の国民年金任意加入資格喪失処理が行われるまでには、申立期間のうち昭和 59 年度の 1 期及び 2 期（昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで）の納付書が送付されており、申立人は、当該納付書により保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、上記のとおり、昭和 59 年 8 月には、申立人の国民年金任意加入資格喪失処理が行われており、以降、61 年 4 月の第 3 号被保険者資格取得まで、申立人の再加入手続が行われた記録は無い。このため、昭和 59 年度 3 期（59 年 10 月から同年 12 月まで）以降は申立人には納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間のうち昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年5月まで
② 昭和60年1月から同年12月まで

申立期間①については、私の母親が、A町役場で加入手続を行い、結婚前まで、保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、厚生年金保険(第4種被保険者)の期間が満了してから社会保険事務所へ行った時、加入手続を行った。保険料は、私の妻が自分の分と併せて納付していたので、未納であることは無い。

再調査して、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親が病気のため、その状況について確認することはできない。

また、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に連番で払い出されている。このことから、申立人の母親は、同年7月ごろに申立人と自分の国民年金加入手続を一緒に行ったものと推認されるが、申立人の母親は、申立期間①の保険料を納付済みと記録されており、申立人とは異なる納付記録となっている。

しかし、申立期間①のうち昭和39年9月から40年3月までの保険料を申立人の母親が納付したのは、申立人の婚姻後である44年11月であったことがA町の被保険者名簿に記載されており、母親が申立人の保険料まで納付したとは推認できない。

さらに、申立人の母親は、申立期間①のうち昭和40年4月及び同年5月

を含む昭和 40 年度及び 41 年度の国民年金保険料を 42 年 7 月に過年度納付したことが A 町の被保険者名簿に記載されている。この点については、国民年金の加入手続が行われた 42 年度の時点では、申立人の母親は 60 歳到達までの保険料納付可能期間が 12 年弱で、老齢年金の受給資格を得るために必要な保険料納付期間（13 年）を満たさない。このため、老齢年金の受給資格要件を満たすため、加入手続の時点からさかのぼって保険料を納付する必要があるのに対し、申立人にはその必要は無く、母親が当該期間の保険料を納付していることをもって、申立人の保険料も納付されていたものと推認することはできない。なお、申立期間①の当時には、申立人の父親が厚生年金保険の老齢年金の受給資格者であったことから、申立人の母親は国民年金の任意加入対象者に該当する。そのため、母親は加入手続の時点から保険料を納付すれば老齢年金の受給資格を得ることができた。

しかし、申立人の母親は、昭和 39 年 9 月にさかのぼって強制加入として資格取得していることから、任意加入対象者であることが把握されないまま加入手続されたものとみられ、このため上記期間の保険料の過年度納付が行われたものとみられる。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立人が厚生年金保険被保険者期間であった昭和 43 年度に納付された国民年金保険料を、申立期間直後の昭和 40 年 6 月から 42 年 3 月までの保険料として、44 年 7 月に充当処理したことが記載されており、この時点までは、申立期間①を含む 39 年 9 月から 42 年 3 月までの保険料が未納と記録されていたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した昭和 60 年分確定申告書（控）（申立期間②に該当）の社会保険料控除額の欄に記載されている国民年金保険料額は、当該年に納付すべき保険料一人分と一致している。

また、申立人の妻は申立期間②のほか、その前後の昭和 58 年、59 年及び 61 年にも保険料を納付しているが、これらの年の申立人の確定申告書（控）では、妻が納付した保険料は計上されていない。このことから、60 年分の確定申告書（控）にも申立人の妻の保険料は計上されていないものと考えられ、当該確定申告書（控）に計上されている保険料は申立人が納付したものと推認される。

さらに、昭和 60 年分確定申告書は税理士に委託の上、作成されたものであり、信ぴょう性を有するものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間当時は薬局に勤めていたが、厚生年金保険ではなく、国民年金に加入していた。加入手続の記憶は無いが、保険料は婦人会の人に父親、母親、私の家族3人分まとめて母親が納付していた。実家が自営業を営んでいたため、税金の控除のために領収書は提出して手元に無いが、保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和53年4月上旬に行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が所持している昭和53年分の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」は、申立人がその当時に加入していた雇用保険と国民年金の同年分の保険料の合計額であると推認され、このことから、申立人は、申立期間のうち同年1月から同年3月までの保険料を納付していたことが推認される。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していたA町では、地域の納付組織(婦人会)が現年度保険料を収集していたことが確認でき、申立人の説明と一致する。

加えて、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含むすべての期間の保険料を納付している上、申立人も申立期間以後、婚姻するまでの昭和53年度及び54年度の保険料を現年度納付したことが確認でき、申立人家族の保険料を納付していたとする母親の納付意識は高かったものと認められる。このため、申立人の母親が、申立人の加入手続時点で現年度

納付可能な保険料のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料のみを納付組織に納付し、そのほかの期間（52 年 4 月から同年 12 月まで）の保険料を未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年8月まで

20歳のころに国民年金に加入し、保険料を少し納付した後は未納になっていたが、役場の人が自宅に納付勧奨に来たので、申立期間の保険料を納付し始めた。保険料は、妻がA町役場に3回ほど行き、収入課窓口で納付したと言っているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

また、A町役場が発行した昭和47年度からの国民年金保険料納付証明書は、国民年金手帳記号番号の記入しか無く、ほかは未記入、無印になっているが、これは役場側のミスだと思われるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後である昭和49年9月24日にA町が発行した国民年金保険料納付証明書（以下、「納付証明書」という。）を所持している。この納付証明書には、氏名等の記載は無いが、記載されている国民年金手帳記号番号が申立人のものであること、同町長の公印が押されたものであることから、申立人に対し同町が正式に交付したものであることが確認できる。

また、当該納付証明書は、昭和47年度から51年度までの証明欄があるもので、その欄のいずれにも未納を示す表示が無いことから、昭和47年4月から納付証明書が発行された49年9月まで、又はその直前の同年8月までの国民年金保険料が納付されていたことを示す内容となっている。この点については、A町も、申立人の国民年金保険料納付台帳が既に処分されており、確定的な回答はできないが、何らかの納付があり、納付と同時に当該納付証明書が発行されたのではないかとしている。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和45年3月25日に不在被保険者とされ、50年10月23日に住所確

認との記載がある。これは、申立人がB市C区で40年7月に国民年金の加入
手続をした後、43年8月ごろにA町に転居(申立人の記憶による。)した際に、
国民年金の住所変更手続を行わなかったためと考えられる。

しかし、申立人が「昭和47年4月1日発行」と印刷され、A町の住所が記
載された国民年金手帳を所持していること、及び49年9月発行の納付証明書
を所持していることから、少なくとも47年4月から49年9月までの間には申
立人の住所が確認されていたものと推認され、50年10月に住所確認したとす
る被保険者台帳の記載は不自然であり、行政における申立人の年金記録管理に
適正を欠いていた状況が見受けられる。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、納
付書が送付されてきたので、それを持ってA町役場に3回ほど行き、国民年金
担当課窓口ではなく収入課窓口において保険料を納付したと説明している。こ
の点については、申立期間当時、同町では納付書を発行していたこと、国民年
金担当課窓口では保険料を収納せず、会計窓口において収納業務を行っていた
ことが確認でき、申立人の妻の説明と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

A町役場の職員から、「国民年金保険料を2年間さかのぼって納付することが可能で、60歳でほぼ完納します。」と保険料の納付を勧められた。提出した平成7年の確定申告書の保険料の申告額は、同年分とさかのぼって納付した平成5年度分の合計額であるため、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと仮定すると、60歳到達までの保険料納付可能期間及び厚生年金保険被保険者期間の合計が老齢年金の受給資格取得に必要な期間（25年）をほぼ満たす（2か月不足）ことから、2年間さかのぼって納付すれば60歳でほぼ完納すると町役場の職員から説明されたとする申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

また、申立人が提出した平成7年の確定申告書（控）に記載されている国民年金保険料額（27万7,200円）は、同年の保険料二人分に相当し、申立期間と同年の保険料の合計額（26万4,600円）とは合致しない。

しかし、申立人が提出した平成6年から10年までの確定申告書（控）及び源泉徴収票（7年分を除く。）では、申立人自身の保険料のみが計上されており、同年の確定申告書（控）に計上されている保険料も申立人のみの額と推認される。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、申立期間の直後の平成6年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付したことが記録されており、当該保険料は申立人の同年の確定申告書（控）に計上されている保険料額と一致している。このため、7年の確定申告書に計上することが可能

な保険料は、同年の現年度保険料のほか、その時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料のみであり、申立人が同年に納付した2年分の保険料を確定申告書に計上する際に、7年の保険料額の2倍と計算して計上したとも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月、同年9月、61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月及び同年9月
② 昭和61年2月から同年8月まで
③ 平成14年4月から15年6月まで

国民年金については、夫の加入手続も私が行い、夫婦二人分の保険料を私が納付していた。申立期間①及び②については、市役所に電話をして納付書を送ってもらった。「前の年の分は2年ぐらいの間に納めないといけない。」などと市役所の職員が説明してくれ、そのとおりに銀行で納付したので、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間③については、免除承認の通知を受けたと思うので、申請免除ではなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、これらの申立期間を含む昭和59年10月から61年8月までの夫婦二人分の国民年金保険料の1か月ごとの納付書を送付するよう市役所に依頼したとしている。この依頼の時期については、59年10月の保険料が62年1月に納付されているなどの状況から、61年10月から62年1月までの間に行われたものと推認され、その時点では、59年10月から61年3月までの保険料は過年度保険料、同年4月から同年8月までの保険料は現年度保険料となる。

上記のうち過年度保険料に該当する18か月間の国民年金保険料については、昭和60年8月、同年9月、61年2月及び同年3月の4か月の保険料を

除く 14 か月の保険料が納付済みと記録されている。

また、社会保険庁のオンラインシステムに記録されている申立人の国民年金保険料納付日を見ると、昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 62 年 1 月 31 日に納付、60 年 2 月及び同年 3 月の保険料を 62 年 4 月 27 日に納付しているなど、時効を考慮しつつ納付に努めていた状況がうかがわれ、過年度納付書が送付された期間のうち 4 か月の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

一方、納付書の送付を依頼したとする期間のうち現年度納付の対象となる期間については、夫婦共にすべて未納と記録されている。

さらに、現年度納付の対象となる期間については、夫婦二人で 10 枚の納付書により過年度保険料と同様に金融機関で納付したことになるが、社会保険事務所に納付する過年度保険料については納付が記録されているのに対し、市役所に納付する現年度保険料については、そのすべてが行政の管理する夫婦の年金記録から欠落したとするのは不自然である。

加えて、申立人が市役所に送付を依頼したとする納付書の納期限別枚数は、通常は過年度納付書 6 枚（夫婦二人 3 か月分）であるのに対し、昭和 62 年 4 月納期限のもののみ、過年度納付書（60 年 1 月から同年 3 月までの納付書）と現年度納付書を合わせて 16 枚（保険料額計 10 万 8,320 円）となるが、申立人は、納期限を考慮しながら一度に最大 6 枚（夫婦二人分）の納付書で納付したとするのみで、保険料の額についての記憶も無いなど、現年度納付の対象となる期間の保険料まで納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間②のうち、昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間③について、申立人は、平成 15 年 4 月にその夫の分と一緒に国民年金保険料の免除を申請し承認されたとしているが、夫も当該期間の保険料は未納と記録されている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、平成 15 年 4 月 9 日に申立人の免除申請（免除申請の対象期間は不明。）を受け付けたが、同年 4 月 30 日にこれを却下したと記録されており、この記録内容に不自然な点は無く、ほかに申立期間③の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月、同年 9 月、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、平成 14 年 4 月から 15 年 6 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に、資格喪失日に係る記録を43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、42年4月から43年5月までは3万3,000円、同年6月及び同年7月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月1日から43年8月1日まで

私は、昭和36年にA社に入社し、その後、同社の関連会社であるC社、A社B支店に勤務した。

しかし、A社B支店に勤務した申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社B支店提出の「退職理由調査表」により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人のように販売指導(小売店に対し販売に関するノウハウの研修を行うこと。)を行う職員は正社員であり、正社員は、当然、厚生年金保険の被保険者であった。」と回答しており、当時の同僚も、「申立人は、私と同じ社宅に住み、新規取引店に対する販売指導を担当する業務を担っており、その立場上、厚生年金保険の被保険者であったと思う。」と証言している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和42年4月

から43年5月までは3万3,000円、同年6月及び同年7月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出や被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主がこれらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から43年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年9月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、昭和60年4月から同年9月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月20日から60年1月21日まで
② 昭和60年4月から同年9月まで

私は、申立期間①について、厚生年金保険料を控除されていたことが記載されている給与明細書を所持しているため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②の社会保険庁の記録上の標準報酬月額は26万円となっている。

しかし、私の所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額から、標準報酬月額を算出すると、社会保険事務所の記録よりも高額になるため、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与明細書及び事業主の回答により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和59年9月20日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和59年9月は28万円、給与明細書の報酬月額から、同年10月から12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和60年4月から同年9月までの期間については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和60年4月から同年9月までの期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に、B保育園における資格喪失日に係る記録を61年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、57年3月を12万6,000円、61年5月を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和61年5月26日から同年6月1日まで

私は、昭和56年4月1日から61年5月31日まで、休職することなく継続して保育園に勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、経営者が同一であるのに、A法人とB保育園に分かれており、A法人については申立期間①、B保育園については申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C法人(A法人の代表者死亡後に後継者(長男)がB保育園を経営する目的で設立。)の在籍証明書、社員カード、D県E職員共済会の退職給付金裁定・支払通知書及び申立期間②に係る給与明細書により、申立人は、昭和56年4月1日から61年5月31日までA法人が経営するF保育園及び同法人の代表者が個人経営するB保育園に継続して勤務し(57年4月1日にF保育園からB保育園に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年2月の社会保険事務所の記録から、同年3月を12万6,000円、給与明細書の保険料控除額及び61

年4月の社会保険事務所の記録から、同年5月を17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①に係る社会保険事務所の記録におけるA法人の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっているとともに、申立期間②に係る社会保険事務所の記録におけるB保育園の資格喪失日も雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が資格喪失(離職)日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和57年3月26日及び61年5月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る57年3月及び61年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和47年1月16日にA社B部から同社C部に異動し、継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事カード、雇用保険の記録及びA社の回答から、申立人が申立期間について同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同日にA社C部に異動したとする複数の同僚の異動前の事業所における資格喪失日及び同社C部における資格取得日が、いずれも昭和47年2月1日であることから、申立人の同社B部における資格喪失日も同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和47年1月16日を厚生年金保険の資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合、又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成18年4月及び同年6月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月20日から同年4月1日まで
② 平成18年3月から同年8月まで

私は、平成18年3月20日からA社に勤務していたが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が、社会保険庁の記録では24万円になっているが、給与から控除されていた厚生年金保険料は26万円の標準報酬月額に相当するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②のうち、平成18年4月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間②のうち、平成18年4月及び同年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる上記期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている当該期間の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成18年3月については、賃金台帳により保険料が控除されていないことが確認できるとともに、同年5月については、賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が一致していることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間①については、A社が保管するタイムカード、賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に平成18年3月20日から継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立期間①に係る平成18年3月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成18年4月1日として届け、同年3月の保険料は控除しなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年12月30日）及び資格取得日（28年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月30日から28年4月1日まで

私は、昭和25年12月27日のA社設立当初から平成3年7月20日の退職まで同社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和26年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月30日に資格を喪失後、28年4月1日に同社において再度資格を取得しており、26年12月から28年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の労働者名簿及び在職証明書により、申立人が、昭和25年12月27日に入社し、平成3年7月20日に退職するまで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の商業登記簿謄本及び同社創業者の出版した社史により、申立人は入社時から同社の役員であり、申立期間前後の申立人の業務内容等に変更は無かったことが確認できる。

さらに、申立人以外の被保険者は、社会保険事務所の被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年12月から28年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月25日から同年5月15日まで

A社B支店から同社本社へ異動した際、厚生年金保険の記録が1か月間空白期間になっているが、給与の支払を受けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年5月15日に同社B支店から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA市立B小学校における資格喪失日は昭和58年8月6日と認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和58年8月6日から同年9月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月7日から同年10月3日まで
② 昭和58年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和57年6月7日から58年8月5日まで、A市立B小学校に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

退職月の昭和58年8月についても、事務員の方に厚生年金保険のことを聞かれたので、「加入してください。」とお願いし、翌日に領収証をもらった。

この8月についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C県教育委員会の人事記録により、申立人は、昭和57年6月7日から同年10月1日までA市の公立学校教員に任用され、同市立B小学校に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A市立B小学校は、昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年6月7日から同年8月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、同年9月1日以降の期間については、社会保険事務所が保管する同小学校の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（資格取得者1人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A市立B小学校が適用事業所となった昭和57年9月1日と同日付け

で、同僚一人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同小学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは、当該同僚のための手続であると推認できるところ、同日において申立人の任用期間は、残り1か月と短期間であること、及び申立人が直前に勤務していたA市立D小学校においても、任用期間が短期間の場合、厚生年金保険被保険者の資格を取得させない取扱いであったことが確認できることから、当時、B小学校は任用が短期間の者は、厚生年金保険の資格を取得させなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間①の全期間において国民年金に加入し、付加保険料を加えた国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、C県教育委員会の人事記録により、申立人のA市立B小学校における申立人の退職日は、昭和58年8月5日であり、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は同年8月6日であると認められる。

一方、申立期間②のうち昭和58年8月6日から同年8月31日までの期間については、C県教育委員会の人事記録において、申立人の勤務実態が確認できない上、当該期間は厚生年金保険法第19条の規定により、被保険者の資格を喪失した月として被保険者となり得ない期間であることが認められる。

また、申立人は、昭和58年8月は国民年金に加入し、付加保険料を加えた国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A市立B小学校は、当時の関連資料を保管していないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の資格取得状況及び厚生年金保険料を給与から控除されていた状況等については確認できないが、現在、同小学校では、厚生年金保険料は翌月控除の取扱いとしていることから、申立人が昭和58年8月に控除された厚生年金保険料は同年7月の厚生年金保険料であった可能性が高いところ、仮に8月の給与から当月分の厚生年金保険料が控除されていたとしても、上記のとおり、8月は厚生年金保険被保険者となり得ない期間であることから、厚生年金保険被保険者期間と認めることはできない。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち昭和58年8月6日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない上、申立人は同僚に係る記憶がなく、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚二人は、いずれも申立人の記憶が無いことから、周辺事情を調査できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和58年8月6日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和45年11月20日及び同年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月20日から同年12月11日まで

私は、前職の取引先であったA社B支店閉鎖に伴う残務整理のために、昭和45年10月末か11月から同社B支店で働き、同社C支店に異動した。同社B支店の総務の者から国民年金と厚生年金保険の年金期間は継続すると聞き、空白無く続いていると思っていた。一か月の空白があるのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた従業員名簿及び退職願により、申立人が昭和45年11月20日に入社し、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、従業員は採用と同時に厚生年金保険の資格を取得させていたと証言しているところ、同社において、申立人と同時期に入社が確認できる同僚8人は、いずれも採用日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立期間の被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る

社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。

また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日及び29年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、26年7月から28年10月までを6,000円、同年11月から29年1月までを8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年2月1日まで

私は、昭和25年3月11日にA社に入社した後、37年11月30日まで継続して勤務していた。

A社に勤務していた間、一度も会社を変わっていないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた職歴証明書、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が昭和25年3月11日から同社に継続して勤務(26年6月17日に同社C支店から同社B支店に異動。29年2月17日に同社B支店から同社D部に異動。)していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は当社の正社員であった。確認できる資料は無いが、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

なお、職歴証明書によると、申立人のA社C支店から同社B支店への異動日は昭和26年6月17日、同社B支店から同社D部への異動日は29年2月17日とされているところ、社会保険事務所の記録では、同社C支店における資格喪失日は26年7月1日、同社D部の資格取得日は29年2月1日と記録されて

いることから、申立人の同社B支店における資格取得日は26年7月1日、資格喪失日は29年2月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和26年7月から28年10月までは6,000円、同年11月から29年1月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は職歴証明書のと通りの届出を行い、申立期間の保険料についても納付したと思うが、関係資料は現存せず詳細は不明と回答しているところ、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年7月から29年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から同年6月19日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和37年5月1日から同年6月19日までの記録が無いとの回答をもらった。36年3月28日に入社し、平成15年1月31日に退職するまでの間、ずっとA社に勤務してきた。1か月間空白になっている申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、事業所からの回答及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和37年5月1日に同社C支店から同社B支店に異動。ただし、異動発令日は、同年4月1日。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「特段、根拠となる資料は無いが、申立てに係る届出を行わなかった。」と回答している上、人事記録及び社会保険事務所の記録によれば、申立人と同様にA社B支店に昭和37年4月に配属された同僚2人についても、同支店における資格取得日が同年6月19日及び同年7月1日と記録されており、これら全員について社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いこ

とから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から47年12月まで

申立期間の保険料については、私が父と母と私の3人分をA市B区役所の集金の人に支払っていた。

当時の国民年金手帳を紛失してしまい、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間の保険料を納付した記憶があるので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和36年8月に集金人が申立人の国民年金被保険者資格取得手続をしてくれたとしているが、A市で集金人（国民年金推進員）の制度が始まったのは、37年11月であり、申立人の主張とは矛盾する上、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは48年3月ごろとみられることから、このころ、申立人の同手続が行われたものとみられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和48年1月1日とされていることから、申立人は、申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったほか、同年1月から同年9月までの期間について、申立人及びその母の国民年金手帳で納付日を確認すると、同一日の納付ではなく、申立期間において、申立人がその父及び母の分を含めて3人分納付していたという状況はうかがえない。

さらに、申立人が記憶する申立期間の保険料月額（150円）は、当時の保険料月額（100円から550円まで漸次改定）とは相違している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から40年3月まで

私が20歳になった時、母親が私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、3か月ごとに自宅に集金に来ていた人に、母娘二人分併せて納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時、申立人の母親（故人）が申立人の国民年金被保険者資格取得手続きを行ったと主張しているが、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年6月に払い出されており、これ以外に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続きは同年6月ごろ行われたものとみられる。

また、この手続において、申立人は20歳到達時までさかのぼって昭和38年9月に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれることから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、申立期間の保険料については、当時、現年度保険料のみ取り扱っていた集金人（国民年金推進員）には納付することはできず、過年度保険料として金融機関で納付するしか方法は無かったことになる。

さらに、申立人は申立期間当時、集金人に保険料を納付していたとの記憶しか無く、申立人の保険料の納付も行っていたとする申立人の母親からも金融機関で保険料を納付したことは聞いていないとしていることから、申立期間の保険料が過年度納付されたことは考え難い。

加えて、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

申立期間当時、時計店を経営しており、国民年金制度が始まることを時計小売組合の支部長から聞き、夫婦で加入した。保険料は家に来てくれていた役所の集金人に納めていた。保険料の納付が分かるものは無いが、年金制度ができた時からずっと納めたので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月20日に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は申立期間に国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の検認記録欄には両年度の保険料を現年度納付した場合に押されているべき検認印は押されておらず、昭和39年7月4日の日付が入った割り印が押された上で、印紙貼付欄が切り取られていることから、両年度の保険料は現年度納付されることは無かったものとみられる。

また、申立人は昭和38年9月ごろ、A市B区から同市C区に転入しているが、上記手帳によれば、申立人は同年4月から同年9月までの保険料を同年11月に現年度納付したことがわかる上、同手帳の昭和37年度の検認記録欄にはC区を管轄するD社会保険事務所発行の37年10月から38年3月までの保険料600円に係る領収証書が貼られており、同領収証書には39年12月30日付けの領収印が押されている。

これらのことから、申立人はC区に転入後、集金人の戸別訪問を受けるようになったのをきっかけに保険料の納付を開始し、昭和39年12月の時点で時効

前であった37年10月以降6か月分の保険料を過年度納付したが、申立期間については既に時効となっていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が居住していたA市では、集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収は昭和37年11月からであるとしており、申立期間当時は、集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収は行っていない上、申立人は、申立期間の保険料を夫婦一緒に納めたとしているが、同期間は申立人の妻も未納とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

申立期間当時、時計店を経営しており、夫が国民年金制度が始まることを時計小売組合の支部長から聞き、夫婦で加入した。保険料は家に来てくれていた役所の集金人に納めていた。保険料の納付が分かるものは無いが、年金制度ができた時からずっと納めたので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月20日に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は申立期間に国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の検認記録欄には両年度の保険料を現年度納付した場合に押されているべき検認印は押されておらず、昭和39年の日付が入った割り印が押された上で、印紙貼付欄が切り取られていることから、両年度の保険料は現年度納付されることは無かったものとみられる。

また、申立人は昭和38年9月ごろ、A市B区から同市C区に転入しているが、上記手帳によれば、申立人は同年4月から同年9月までの保険料を同年11月に現年度納付したことがうかがわれる上、同手帳の昭和37年度の検認記録欄にはC区を管轄するD社会保険事務所発行の37年10月から38年3月までの保険料600円に係る領収証書が貼られており、同領収証書には39年12月30日付けの領収印が押されている。

これらのことから、申立人はC区に転入後、集金人の戸別訪問を受けるようになったのをきっかけに保険料の納付を開始し、昭和39年12月の時点で時効

前であった37年10月以降6か月分の保険料を過年度納付したが、申立期間については既に時効となっていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が居住していたA市では、集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収は昭和37年11月からであるとしており、申立期間当時は、集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収は行っていない上、申立人は、申立期間の保険料を夫婦一緒に納めたとしているが、同期間は申立人の夫も未納とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年7月までの期間及び9年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から同年7月まで
② 平成9年5月から同年9月まで

申立期間①については、平成3年、会社退職後、国民健康保険に加入するために妻と共にA市B区役所に行き、妻が国民健康保険の加入手続をした際、国民年金の加入を勧められたので国民年金の加入手続をした。その後、B区役所から送られてきた納付書で月額9,000円の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間②についても申立期間①と同様、B区役所で妻が国民健康保険の加入手続と併せて国民年金加入手続を行ってきたと妻から聞いていた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年にA市B区役所において国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、同市においても申立人の加入記録は無い。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の欄に、国民年金手帳記号番号及び同資格取得日に係る記載が無いこととも符合する。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻は、申立期間①の保険料額は記憶しているものの、申立期間②については、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶は曖昧あいまいであり、保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1602 (事案 43 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで

私は夫や義妹の年金納付書を見て、私も国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月ごろ加入手続をA市役所で行った際、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶がある。国民年金手帳には「初めて被保険者になった日」が41年2月1日とされており、自分としてはその時点までさかのぼって納付したつもりでいたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、前回申立てのあった期間(昭和41年2月から50年3月まで)については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人は、A市役所において申立期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付したとしているが、50年当時、同市役所では過年度保険料及び特例納付に関する取扱いを行っていないこと、特例納付及び過年度納付を利用して、当該期間に係る保険料を納付した場合、その保険料額は約10万円であること、及び申立人が国民年金の加入手続を行ったとされる同年12月の時点では、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、特例納付の対象期間ではなく、かつ、時効によって納付できない期間であることから、既に当委員会の決定に基づく平成20年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は既に納付済みとされている期間(昭和50年4月から同年12月まで)を申立期間に加え、当該期間を含めて申立期間の保険料3万6,500円を納付し

たと主張するとともに、保険料納付を示す資料として新たにA市から交付を受けた資料を提出したが、当該資料では保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間のうち、41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和50年4月から同年12月までについては、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

夫が、昭和51年3月に会社を退職し自営業を開業したのを契機に、夫が夫婦二人の国民年金加入手続を行った。57年8月に、夫は自営業を廃業して、再び会社勤めをするようになり、それに伴う私の国民年金に関する手続も夫がA市役所で行い、その後も私は継続して保険料を納付していた。1年を4回に分け、1回の納付が1万円ぐらいだったと思うが、B信用金庫C支店、D郵便局のいずれかで納付した。同市役所へ手続に行ったのは夫であった。ねんきん特別便の資料を見て、私の申立期間の被保険者資格が無いとされていることが分かった。夫に確認しても私の資格喪失の手続は行っていないとしており、保険料は納付していたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立人は昭和57年9月16日に強制加入被保険者から任意加入被保険者へ種別変更し、同年10月16日に資格喪失したとされている。このことは、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格喪失日が同一年月日となっていることとも符合し、申立人の納付記録の管理に不自然な点は見受けられないことから、申立期間については国民年金未加入期間となり、保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料を1期分(3か月)について1万円ぐらい納付したとしているが、申立期間の1期分(3か月)の保険料額は昭和57年度が1万5,660円、58年度が1万7,490円、59年度が1万8,660円、60年度が2万220円となっており、申立人の主張とは相違する。

さらに、A市では、資格喪失届が提出されれば、その翌年度分の納付書を送

付することは無いとしていることから、国民年金の資格喪失日の翌年度となる昭和 58 年度から 60 年度までについては、同市が申立人に対し、納付書を送付したとは考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年 8 月ごろ、学生だった私に国民年金への加入を勧める旨の通知が来たので、すぐに A 市の窓口で加入手続きを行い、その場で何か月かの保険料を支払った。保険料額は覚えていない。当時、年金手帳を受け取ったが今は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市で国民年金の加入手続きを行い、その場で国民年金保険料を納付したとしているが、当該保険料を納付したとする期間及び納付金額についての記憶は無い。

また、申立人は、加入手続き後、年金手帳を受け取り、同手帳に保険料を納付したことを示す検認印が押されていたことを覚えているとしているが、A 市では、保険料収納方法が集金人による印紙検認方式から納付書方式に変更されたのは、昭和 46 年ごろであるとしており、申立人の保険料の徴収方法に関する記憶は曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成 6 年 1 月 22 日(第 3 号被保険者該当時)とされており、これ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、この時期に初めて国民年金加入手続きが行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、申立期間当時に国民年金保険料を納付したとは考え難い上、申立人の国民年金被保険者資格取得日を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月

昭和57年6月に勤務していた会社を辞め、次の会社に就職するまでの1か月については、A市の区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を支払ったと思う。その時の記憶はあまり明確ではなく、領収書などの資料も無いが、この期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、手続を行ったとする区役所名を覚えていない上、国民年金保険料の納付時期、納付方法、納付金額等、保険料の納付状況に関する記憶も無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、平成11年7月19日にさかのぼって取得されていることが確認できることから、それまでは国民年金に未加入であったことになり、当該資格記録が追加された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は、婚姻後、A町役場で、私と元夫の国民年金の加入手続を行い、同町役場で夫婦の保険料を納付していた。加入手続後は、未納とならないよう気を付けて納付していたはずなので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行った時期は婚姻後であったとするのみで、明確な記憶は無いとしている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年度にA町でその元夫と連番で払い出されており、申立人は昭和49年1月まで同町から転居したことは無いなど、申立期間当時に同町で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は47年度に行われ、その際、申立人が20歳に到達した44年6月までさかのぼって資格取得したものと推認され（後日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、資格取得時期を同年11月に訂正）、申立期間当時には、加入手続が行われていなかったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、一部の期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いとしているなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も申立期間は未納である。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

国民年金制度発足時から、A市B区役所の40歳ぐらいの女性が、毎月、集金に来て、私が保険料を納付していた。その際、四六判70キログラムぐらいの厚さのB5判サイズの上質紙で、升目が印刷された台紙に印紙を貼付し、その台紙の印紙貼付欄ちようふが一杯になると新しい台紙と交換し、その後、その台紙は国民年金手帳が交付された時に交換された。

また、その国民年金手帳は厚生年金保険に加入した時に区役所に返納した。返納した時、窓口の係員がスタンプを押して箱へ投入したことを覚えている。

このため、私は、国民年金保険料を制度発足時から納付しており、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和35年11月と42年10月の2回、同一区(A市B区)で国民年金手帳記号番号が払い出されている。このうち1回目に払い出された国民年金手帳記号番号は、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号との重複により取り消されたことが国民年金手帳記号番号払出簿に記載されており、申立期間の保険料は1回目に払い出された国民年金手帳記号番号により納付することが可能であった。

しかし、A市の集金人による国民年金保険料の集金が開始されたのは昭和37年11月である上、集金人による保険料の集金は3か月ごとであり、国民年金制度発足当初から集金人に毎月保険料を納付したとする申立人の説明と相違する。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した当初は、国民年金手帳以

外の台紙に印紙を貼付^{ちようふ}していたとしており、これが2年ほど続いて新しい台紙に交換されたと記憶している。この点について、A市では、加入手続きを行い国民年金手帳が発行される前に、国民年金手帳以外の台紙を使用した例はあるが、それが2年間継続することは考え難いとしている。

さらに、申立人は、昭和36年11月にA市B区内で転居しているが、転居に伴う国民年金の住所変更手続きを適切に行い、保険料を納付していたのであれば、同じB区で42年10月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、申立人は、婚姻後はその妻が国民年金保険料を納付していたとしており、妻の国民年金手帳記号番号は申立期間中の昭和39年10月に払い出され、38年12月以降の保険料を納付済みと記録されている。

しかし、申立人には、妻の加入手続き及び保険料納付について明確な記憶は無い上、妻が病気のため、その状況を確認することはできない。

その上、申立期間当時に同居していた申立人の母親も2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、そのうち1回目の国民年金手帳記号番号は申立人の1回目の国民年金手帳記号番号と同日に連番で払い出されている。社会保険庁の記録では、申立人の母親の1回目の国民年金手帳記号番号での保険料納付記録は無く、昭和50年8月に払い出された別の国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料が納付されている。このことから、申立人の母親も申立期間当時には保険料を納付しておらず、同年8月以降に特例納付により申立期間の保険料を納付したものとみられる。

このほか、申立人に2回目の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和40年7月から42年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人には、保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から59年6月まで

国民年金の加入手続をした記憶は無いが、申立期間は強制加入となっており、保険料の納付書が送付されていたはずである。納付書は放置せず、納付していた。A銀行B支店かC郵便局で、7,000円程度の保険料を自分で納付していたので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年7月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、申立期間後の同年7月ごろに行われたものと推認されるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶は無いが、年金手帳に申立期間は強制加入と記載されているので、その当時から加入していたはずであるとしている。

しかし、年金手帳に記載されている資格取得日は、必ずしもその当時に加入手続が行われたことを意味するものではなく、申立人の場合は、昭和60年7月ごろに加入手続が行われた際に、申立人が20歳に到達した49年11月までさかのぼって資格取得（後日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、国民年金資格取得日を52年1月に訂正）したものと推認される。

以上のことから、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、未加入者に対して納付書が発行されることは無いことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時に納付した国民年金保険料額は7,000円程度と記憶しているが、これは申立期間の保険料額（月1,400円から6,220円）

とは相違する上、社会保険庁の記録により申立人が初めて現年度納付したとされている昭和 61 年度の保険料額（月 7,100 円）とほぼ一致し、申立人の記憶する保険料納付は、この当時のものとも考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その直後の同年 7 月から 60 年 3 月までの保険料を過年度納付したこと、昭和 60 年度の保険料を申請免除としたことも記憶していないなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私は、昭和38年12月にA市B区役所の職員に国民年金加入を勧誘された。その時、「36年4月にさかのぼって保険料を納付すれば、翌日に夫(申立人)に最悪の場合があっても遺族年金が出るが、遡^{そきゅう}及納付が無ければ遺族年金が出るのは2年後からで、この制度は今年中で打ち切られる。」との説明があった。国民年金手帳を束に持った細身の小柄な男性だった。

その日のうちに夫婦共に加入し、二人分の保険料を納付した。領収書が無いのを不思議に思ったが、国民年金手帳の昭和36年度及び37年度のページを役所に持って行けば、それが証になると集金人に言われ、集金人が国民年金手帳の台紙を切り取って持ち帰ったことをはっきりと覚えているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した時期について、当初の申立てでは、長男の出産直前である昭和39年11月であるとしていたが、その後の聴取では、国民年金手帳の発行日である38年12月に変更するなど、明確な記憶は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日及び国民年金手帳の発行日から、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和38年12月に行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、36年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人夫婦共に、昭和 39 年 11 月に申立期間直後の 38 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を社会保険事務所で過年度納付したことを示す領収書を所持しているが、申立人の妻が主張するように、同年 12 月時点で、それ以前の保険料をすべて納付していたのであれば、当該過年度納付を行う必要は無く、不自然である。

加えて、申立人の妻は、過年度保険料に該当する期間を含む申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、A 市では、集金人は過年度保険料を扱っていなかったとしており、申立人の妻の説明と相違する。

その上、申立人の妻が集金人に説明されたとする「遺族年金」とは、旧国民年金法に基づく母子年金のことと考えられるが、母子年金には、申立人の妻が説明されたとするような支給要件は無い上、妻の保険料納付状況が支給要件とされており、夫である申立人の保険料納付状況は要件とされていない。なお、申立人の妻が、昭和 39 年 11 月に 38 年 7 月から同年 12 月までの保険料を過年度納付した時点では、母子年金の支給要件（夫の死亡の直近の基準月の前月までの 1 年間の妻の保険料を完納。）を満たしている。

このほか、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

昭和38年12月にA市B区役所の職員に国民年金加入を勧誘された。その時、「36年4月にさかのぼって保険料を納付すれば、翌日に夫に最悪の場合があっても遺族年金が出るが、遡^{そきゆう}及納付が無ければ遺族年金が出るのは2年後からで、この制度は今年中で打ち切られる。」との説明があった。国民年金手帳を束に持った細身の小柄な男性だった。

その日のうちに夫婦共に加入し、二人分の保険料を納付した。領収書が無いのを不思議に思ったが、国民年金手帳の昭和36年度及び37年度のページを役所に持って行けば、それが証になると集金人に言われ、集金人が国民年金手帳の台紙を切り取って持ち帰ったことをはっきりと覚えているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付時期について、申立人は、当初の申立てでは、長男の出産直前である昭和39年11月であるとしていたが、その後の聴取では、国民年金手帳の発行日である38年12月に変更するなど、明確な記憶は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日及び国民年金手帳の発行日から、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和38年12月に行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、36年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人夫婦共に、昭和39年11月に申立期間直後の38年7月から同年12月までの国民年金保険料を社会保険事務所で過年度納付したことを示

す領収書を所持しているが、申立人が主張するように、同年12月時点で、それ以前の保険料をすべて納付していたのであれば、当該過年度納付を行う必要は無く、不自然である。

加えて、申立人は、過年度保険料に該当する期間を含む申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、A市では、集金人は過年度保険料を扱っていなかったとしており、申立人の説明と相違する。

その上、申立人が集金人に説明されたとする「遺族年金」とは、旧国民年金法に基づく母子年金のことと考えられるが、母子年金には、申立人が説明されたとするような支給要件は無い。なお、申立人が、昭和39年11月に38年7月から同年12月までの保険料を過年度納付した時点では、母子年金の支給要件（夫の死亡の直近の基準月の前月までの1年間の妻の保険料を完納）を満たしている。

このほか、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間は未納であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの期間及び46年4月から平成5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から平成5年9月まで

国民年金手帳には、資格取得日が昭和35年10月1日と記載されており、同年10月から保険料を納付していたのは確かなので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳に記載されている資格取得日が昭和35年10月とされていることから、同月から保険料を納付していたと主張している。

しかし、国民年金制度発足当時、資格取得は昭和35年10月から可能であったが、保険料は36年4月分から納付することとされていた。このことから、同年3月以前は保険料を納付することはできない上、資格取得日は国民年金の加入資格が得られた日を示すものであり、保険料が納付されたことを意味するものではない。

また、申立人は、昭和46年4月から平成5年9月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人自身、当該期間は、国民年金保険料を納付していないことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、昭和35年10月から36年3月までの期間及び46年4月から平成5年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、社会保険庁の記録では納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

愛知国民年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から39年6月まで

私は、23歳（昭和39年）ごろ病気になった時に、A市B区で国民健康保険に加入した。その際、国民年金制度があることを知ったので、集金人に国民年金の加入手続を行ってもらった。その後、集金人から20歳までさかのぼって保険料を納付することができると勧められ、貯金を下ろして一括で納付した。

また、隣家の二人の知人と国民年金保険料の納付のことで話をしたことがあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろにA市B区で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年9月に同区で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の戸籍の附票では、申立人がA市C区から同市B区に転居したのは昭和41年6月と記載されており、39年ごろに同市B区で国民健康保険と国民年金に加入したとする説明と矛盾する。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、昭和41年9月ごろに行われ、その際に36年9月までさかのぼって資格取得したものと推認される。この加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括で納付することができる特例納付の実施期間でもない。

さらに、申立人が国民年金保険料について話をしたとする当時の隣人二人のうち一人は、申立人がA市B区へ転居してきた時期は昭和41年以降と記憶し

ていると説明しており、もう一人の国民年金の資格取得時期は同年4月であるなど、申立人が39年ごろからA市B区で保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から46年3月まで

私がA市B区において住み込みで働いていた当時の雇用主が、国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれた。

また、C市で昭和45年3月に結婚して以降は、妻が私の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち婚姻前の昭和37年7月から45年3月までについては、当時の雇用主が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとしており、申立人は関与しておらず、当時の雇用主は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月に社会保険事務所からC市に払い出されたものの一つであり、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、A市B区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続はC市で行われており、その時期は同市の国民年金受付処理簿の記録から同年10月ごろと推認される。この加入手続の際に37年7月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったため、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻（昭和45年4月婚姻届提出）後はその妻が夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していたと説明している。

しかし、C市が保管する夫婦の被保険者名簿によると、申立人の昭和46年度の保険料は昭和48年10月に過年度納付されているのに対し、妻の同年度の

保険料は46年4月に前納されているなど、46年度及び47年度の夫婦の保険料納付日は異なっており、夫婦の納付日が同一となるのは48年度分の保険料（夫婦共に前納）からである。このことから、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続が47年10月ごろに行われ、48年度分の保険料から夫婦一緒に納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の保険料を納付していたとするその妻に聴取しても、当該期間の直後の昭和46年度の保険料を過年度納付したことを記憶していないなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

私は中学卒業後、親元を離れて働いていた。個人経営の事業所での勤務が多く、年を取った時に年金をもらいたいので、20歳になったら国民年金に加入しなければいけないと思っていた。A市B区役所で加入手続きを行い、20歳から保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続きは昭和47年6月ごろに行われたものと推認できる。この時点では、申立期間の保険料は過年度保険料としてさかのぼって納付することになるが、申立人は、加入手続きが多少遅れても、20歳からの保険料を納付したはずであるとするのみで、納付方法、保険料額などの具体的な記憶は無い。

また、申立人は、A市B区で国民年金の加入手続き後、同区で申立期間の保険料を納付したとしている。

しかし、申立人は、昭和47年4月から同年9月までの保険料を加入手続き後に現年度納付しているが、その直後の同年10月から48年3月までの保険料を49年3月に過年度納付しているなど、A市B区在住中の47年10月以降の保険料を、48年10月にC町に転居してから納付したことが、申立人が所持している国民年金手帳及び領収書の記載から確認でき、申立人が、A市B区在住中に申立期間の保険料を過年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年3月まで

町の広報紙か回覧版で国民年金の加入勧奨を受け、妻と二人同時に加入した。国民年金手帳は、さかのぼった日付で交付していると言われたが、そんなことはないはずである。私の国民年金の加入手続や保険料納付は、すべて妻が行ってくれており、申立期間の保険料を納付していると思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその妻は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和47年9月ごろに夫婦の国民年金加入手続を行ったとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に連番で払い出されたことが記載されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年11月ごろに行われ、その際に47年9月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の一部を除いて、保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であったが、申立人の妻は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているなど、特例納付及び過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 36 年 8 月 21 日まで

私は、中学校を卒業後、A社に昭和 35 年 3 月末に採用されたが、私の厚生年金保険被保険者記録は 36 年 8 月 21 日以降しか無い。

同期採用のB氏は、昭和 35 年 4 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が昭和 35 年 3 月からA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 19 年度生まれで中学校を卒業後、A社に採用された同僚 30 人を調査したところ、中学卒業後の昭和 35 年 3 月から厚生年金保険の被保険者記録がある者は無く、同年 4 月から被保険者記録がある者は同僚 B 氏を含め 4 人確認できるものの、申立人と同一取得日(36 年 8 月 21 日)から被保険者記録のある者が 9 人確認できる上、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚 4 人は、「申立人と同様に 35 年 3 月からA社で働いていた。」と証言していることから、当時、同社では、採用後、直ちに厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に出していなかったものと認められる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 35 年 1 月 21 日(健康保険整理番号*番)から 36 年 11 月 11 日(同番号*番)までの間に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から15年8月14日まで

私は、A社に昭和47年9月から平成15年8月まで勤務していた。

私が所持している給与明細書は、平成15年1月から同年8月分までしかないが、給与明細書は毎月二枚あった。

しかし、A社は、一枚の給与明細書に記載されている報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたと思う。申立期間の標準報酬月額を、私が実際に支給された報酬月額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった平成15年1月から同年8月までの給与明細書における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の記録の標準報酬月額及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（以下「決定通知書」という。）に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成8年7月から14年12月までの期間については、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料は無いが、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる

関連資料及び周辺事情が無いことから、当該期間においても社会保険庁の記録に基づく保険料額が控除されていたと推認される。

なお、申立てに係る事業所が保管している平成9年から15年までの期間の決定通知書に記載された標準報酬月額は、いずれも同期間の社会保険庁の記録と一致しており、その記録上も不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から32年7月15日まで
② 昭和33年3月10日から35年4月5日まで

A社には、昭和24年の入社以来、37年8月まで継続して勤務しており、途中で退社したことは一切無いので、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無いことは理解できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を知る同僚は、「申立人のA社における勤務期間については覚えていないが、入退社を繰り返していた記憶がある。」と証言しており、このほかに申立人の勤務期間を確認できる関連資料、証言等は得られないため、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は昭和42年2月26日に全喪しているため、申立てを裏付ける関連資料は無く、事務を担当していた事業主についても、連絡先が不明であり、証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年ごろから 50 年ごろまで
② 昭和 50 年ごろから 55 年ごろまで

私は、申立期間①は、A社にパート就労していたが、もしかしたら厚生年金保険料を給与から控除されていたかもしれない。

また、申立期間②は、B社の喫茶店に3年以上勤務しており、パートではなかったと記憶しているので、厚生年金保険被保険者記録の無い両申立期間について調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社では、パート就労（10時から16時まで）であり、このため、健康保険証はもらっていない。」としており、同社の健康保険が政府管掌であったことを踏まえると、申立人が厚生年金保険のみ被保険者資格を取得していたとは考え難い。

また、A社の申立期間当時の労働組合幹部は、「正規職員は厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、製造現場のパート従業員は取得していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、勤務期間に係る記憶が曖昧^{あいまい}であり、同僚についても覚えていない上、申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある者数人に照会するも、申立人を覚えている者はいない。

加えて、A社は、平成3年4月に移転の後、12年9月16日に全喪していることから、申立ての事実を裏付ける関連資料は無く、事業主も既に死亡しているため、証言は得られない。

申立期間②について、B社の部長及び同社の喫茶店の元チーフの証言により、申立人が同社の喫茶店に勤務していたことは推認できるものの、期間について

は確認できない。

また、B社の部長は、「接客業の部門では、当初は男性幹部社員のみ^に厚生年金保険の被保険者資格を取得させており、女性に取得させるようになったのは昭和61年4月からである。」と証言している。

さらに、昭和40年ごろからB社の喫茶店のチーフをしていた同僚も、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付しており、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは61年4月である。

加えて、申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 20 日から 14 年 1 月 5 日まで

私は、A社を退社した後、B社の面接試験を受けて、すぐに採用が決まったので、平成 13 年 9 月から勤務していたはずである。厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「健康保険被保険者証を交付されたのは、平成 14 年 1 月であった。」としており、当該主張の内容が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（同年 1 月 5 日）の記録と合致していることから、資格取得日に係る社会保険庁の記録に不自然な点はみられない。

また、B社の事業主は、「厚生年金保険料の給与からの控除の開始時期は、厚生年金保険の資格取得時期にあわせて行っている。」としており、申立人が資格取得日以前の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

加えて、社会保険庁が管理するB社の記録には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から同年8月ごろまで
② 昭和30年8月ごろから31年3月ごろまで

申立期間①及び②について、私は、昭和30年3月に大学を卒業し、同年4月にA県B研究所に入所した。同年8月ごろ、A県C保健所に異動となり、31年3月ごろまで勤務した。金額や種類は忘れてしまったが、給与から保険料が控除されていたのは覚えている。当該勤務期間について、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、A県B研究所において従事したとする業務内容について詳細に記憶しており、同研究所からA県C保健所に異動となった経緯について申し述べる内容に不自然さが無く、その勤務があったとする場所と、申立期間における同研究所の所在地が一致することから、申立人の申立期間における同研究所での勤務があったことは推認できる。

しかし、申立期間における「A県職員録（正規職員に係るもの）」には、申立人に係る記載が無く、共済年金への加入記録も確認できないことから、当時、申立人が非常勤職員であったことはいかたがうものの、A県B研究所を承継するA県D研究所には、申立期間における人事記録（非常勤職員に係るもの）の保管が無く、当該勤務期間を特定することはできない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A県B研究所は、申立期間より後の昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の給与からの控除に関する記憶が曖昧

であり、厚生年金保険・健康保険被保険者証の交付などについても覚えが無いとしているほか、申立人がA県B研究所での厚生年金保険被保険者資格を取得したとする事情はうかがえない。

- 2 申立期間②について、申立人が、A県C保健所において従事したとする業務内容について詳細に記憶しており、同保健所を離職することとした理由について申し述べる内容に不自然さが無い上、申立人が同保健所長であったとする者を人事記録で確認できることから、申立人の申立期間における同保健所での勤務があったことは推認できる。

しかし、申立期間における「A県職員録（正規職員に係るもの）」には、申立人に係る記載が無く、共済年金への加入記録も確認できないことから、当時、申立人が非常勤職員であったことはうかがえるものの、A県C保健所を承継するA県Eセンターには、申立期間における人事記録（非常勤職員に係るもの）の保管が無く、当該勤務期間を特定することはできない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A県C保健所は、申立期間より後の昭和46年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧であり、厚生年金保険・健康保険被保険者証の交付などについても覚えが無いとしているほか、申立人がA県C保健所での厚生年金保険被保険者資格を取得したとする事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 9 月 30 日から 41 年 8 月 26 日まで

同じ職場で勤務していた同僚が厚生年金保険の被保険者であるのに、私が被保険者でないのは納得できないので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る厚生年金保険の事務手続については不明である。」と回答している上、同僚からも、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた同職種の同僚の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、同社では、入社後、一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、B社における同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る厚生年金保険の事務手続については不明である。」と回答している上、同僚からも、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

また、雇用保険についても、申立人のB社での被保険者記録は存在しない。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 10 日から 19 年 10 月 1 日まで
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社に勤務していたのは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民労務手帳及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間にA社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを労働者年金保険の対象としていたところ、申立人は、17 年 12 月 1 日から事務職（化学技術者）として勤務していたことが国民労務手帳によって確認できることから、申立人は、申立期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「工員で入社した者は最初から年金に加入していたが、事務の者は1年ぐらい後の加入だった。」と証言しており、他の同僚は、既に死亡していたり、高齢であったりするため証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所から、昭和 36 年 2 月から同年 10 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者ではない旨の回答をもらった。自分で資料を集めたところ、A労働組合B県支部C分会退職者会の事務局長から厚生年金保険の資格取得日が同年 6 月 1 日と記載されている名簿を入手し、当時のことを証言するという者もいるので、同日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社E支店における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当ても同社E支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社E支店において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に照会したところ、4人が資格取得日より前から勤務していたとしている上、厚生年金保険料の控除については、2人は「覚えていない。」としているものの、残る2人は、「入社時から控除されていなかった。」と回答している。

また、申立人は、D社E支店において作成された健保・厚生年金証書番号の名簿に、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和 36 年 6 月 1 日と記載されていると主張しているところ、同僚、上司及び同社F支店長に確認したが、「平成 7 年に紙台帳からコンピュータ入力して同名簿を作成したが、入力間違いが無かったとは言い切れない。」との証言もあり、同名簿の信憑^{びよう}性を検証できない。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険記号番号払出簿により、

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和36年11月1日であることが確認できるとともに、D社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から55年7月1日まで

退職時に、公共職業安定所で離職証明書を見た時に、月収が24万円から25万円、また、初任給も12万円であったと覚えている。社会保険庁の記録と比べると、社会保険庁の記録は毎月7万円ほど少ない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職員給与規定によれば、昭和49年4月の短大卒の初任給は、5万7,500円であるところ、同社から提出を受けた厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書等によれば、同取得確認通知書の資格取得時の報酬月額は、5万7,500円で、標準報酬月額は5万6,000円であり、また、51年10月、同年11月、52年10月、54年10月及び55年7月の被保険者標準報酬決定通知書、被保険者標準報酬改定通知書及び資格喪失確認通知書の標準報酬月額は、社会保険事務所の標準報酬月額の記録と一致する上、社会保険事務所における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して訂正をした形跡はうかがえない。

また、昭和49年4月1日に入社した新卒者11人の資格取得時の標準報酬月額は5万6,000円であり、その後の標準報酬月額の推移は、申立人とほぼ同じで特段の差異は無い上、同期入社と同僚は、「初任給は約6万円であった。」と証言している。

さらに、A社の厚生年金基金を継承している企業年金基金の回答によれば、厚生年金基金が新規適用となった昭和55年5月1日の標準報酬月額は社会保険事務所の標準報酬月額と一致している。

加えて、雇用保険の離職時の賃金額は、記録が保存されておらず、確認できない上、このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年9月9日まで

亡夫は、私が事務員としてA社B支店に入社(昭和33年5月12日)した時に、営業マンとして活躍していた。当時の雇用形態は、販売員も金銭を扱っていたので、正社員であったと記憶している。私は、同年10月に退社し、同年12月に彼と結婚し、入籍した段階で実家の父が他社の労務に関わっていた関係で、社会保険、健康保険の確認を取ってくれ、主人の扶養家族として保険証を使った。34年7月1日に長男を出産し、未熟児であったため、C市D町のE医院に随分と通院したことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店において厚生年金保険被保険者記録の確認できる元経理担当者F氏が、申立人は当時、営業職として勤務していたことを証言していること、及び申立人から提出を受けた表彰状により、申立人が同社B支店及び同社G支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店及び同社G支店は昭和37年5月1日に全喪しており、両支店を統括する同社H地方部も39年10月1日に全喪している上、同社を承継するI社によれば、当時の資料は現存せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等は確認できないと回答している。

また、社会保険事務所保管のA社B支店、同社G支店及び同社H地方部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間(それぞれ資格取得者31人、13人及び34人)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、元経理担当者F氏は、「当時の営業職は、給料は歩合制で、かつ、入退社が激しかったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと記憶している。」と証言している上、他の複数の同僚は、「当時の営業職は、入社当初は委託契約に基づく歩合給のみで、実績により固定給プラス歩合給となり、その段階で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた。」と証言していることから、当時、A社では、営業職は入社後、直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 30 日から 58 年 4 月 2 日まで
船に乗船していたにもかかわらず、突然、昭和 57 年 11 月 30 日をもって、船員保険が打ち切られている。申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によると、A社の雇止年月日が昭和57年11月から58年4月に不適切な訂正がされているが、同手帳の失業保険金支給関係欄には、被保険者であった期間が「自56年1月18日・至57年11月30日」と記載されており、船長及び複数の同僚は、「乗船期間と船員保険期間は、一致している。乗船していた者は、全員船員保険の被保険者資格を取得させていた。」と証言している。

また、A社は、平成6年4月5日に全喪し、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び船員保険の取扱い等は確認できない。

さらに、社会保険事務所保管のA社の船員保険被保険者名簿には、健康保険被保険者証の番号に欠番も無く、また、昭和57年12月9日「証返」と記載されていることから、当時、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されていることが確認できる上、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、申立期間において、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 20 日から 37 年 12 月末まで
② 昭和 40 年 2 月 5 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社に1回目に勤めた時は、昭和 37 年 12 月末まで勤めたはずなのに、年金記録は 36 年 11 月 20 日までしか無い。

また、B社を昭和 40 年 2 月に辞め、すぐに再度、A社に勤めたはずなのに、年金記録が同年 6 月 1 日からになっており、被保険者期間がおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和41年4月13日に全喪し、商業登記簿にも見当たらないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和36年7月3日に被保険者資格を取得し、同年11月20日に喪失した記録、及び40年6月1日に被保険者資格を取得し、同年10月16日に喪失した記録は認められるものの、申立期間①及び②について、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、36年11月20日の被保険者資格を喪失した際に、「証返」と記載されていることから、当時、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されていることが確認できるなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立期間②及び厚生年金保険被保険者記録が認められる昭和40年6月1日以降の期間について、A社における雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人と一緒にB社を退職し、A社に就職したと証言する同僚は、申立人と同じく、昭和40年2月5日にB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失

し、同年6月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る同僚3人はいずれも連絡先不明で周辺事情を調査できない上、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 13 日まで
平成 20 年 12 月に社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社での被保険者記録が昭和 48 年 6 月 13 日資格取得、同年 12 月 29 日資格喪失となっていることが分かった。

私は、昭和 47 年 3 月に大学を卒業し、A社に同年 4 月 1 日から正社員として入社した。給与明細書に厚生年金保険料の控除の記載があった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間以後の昭和48年6月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時は、従業員5人程度の事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業主は申立期間において、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人及び事業主の厚生年金保険被保険者記号番号は、連番で払い出されているとともに、資格取得日はいずれの記録も昭和48年6月13日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年ごろから 42 年ごろまで

私は、昭和 38 年ごろから 42 年ごろまで A 社（41 年 4 月 1 日に B 社に社名変更。）に約 3 年半勤めていた。同社では、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している 11 人の同僚のうち 9 人は、申立期間において A 社の厚生年金保険の被保険者となっていること、及びこれらの同僚が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している業務内容が一致していることに加え、これらの同僚のうち 3 人は、時期は不明ではあるものの申立人が同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が記憶している 11 人の同僚のうち 2 人は、A 社の厚生年金保険の被保険者記録は無い上、被保険者記録のある者についても、同社への入社時期と被保険者資格の取得時期には差があるとの証言があることから、申立期間当時、同社においては入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している A 社の昭和 35 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 25 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A 社は平成 21 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月ごろから同年12月末ごろまで

私は、昭和29年4月ごろにA社に入社し、自動三輪車で運送の仕事をしてきた。同年12月上旬に会社の慰安旅行に行き、同月末に退社した記憶があるが、ねんきん特別便を見たら、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無かった。給与から何らかの控除があったことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び同社の同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間以後の昭和33年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚3人のうち1人はA社における厚生年金保険被保険者記録が無く、2人は申立期間以降に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は既に全喪している上、同社の事業主の妻は申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っていないとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月から19年1月まで

私は平成17年11月から19年1月までA社に勤めており、同社では22万円から32万円の給与を支給されていたが、社会保険庁の記録では、当該期間の標準報酬月額は15万円になっている。当時の給料支払明細書によると、総支給額は確かに22万4,000円から32万7,100円になっていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が保管している申立期間に係る給料支払明細書に記載された総支給額が、22万4,000円から32万7,100円であることが確認できるにもかかわらず、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額が15万円とされているのは不合理であると主張している。

しかし、申立人保管の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は1万716円又は1万981円であることが確認できるところ、この保険料控除額に対応する標準報酬月額は15万円であり、社会保険庁の記録と一致する。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、平成17年11月1日に、標準報酬月額15万円で被保険者資格取得の届出が行われたことが確認できるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届についても、18年7月28日に申立人の標準報酬月額を15万円として届出が行われたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月から 8 年 10 月まで

私は、申立期間に勤務していたA社で毎月45万円から55万円ぐらいの給料をもらっていた。それにもかかわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が15万円から16万円とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る雇用保険受給資格者票によると、申立人の同社離職時の給与は約40万円であったことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社の被保険者86人のうち、事業主等の役員を除く84人の資格喪失時の標準報酬月額は、15万円前後であることが確認でき、ほかの従業員の標準報酬月額からみて、申立人の標準報酬月額が不自然であるとは認められない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所を全喪している上、申立期間当時の事業主及び同社において厚生年金保険の被保険者であった者に聴取しても、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が主張する給与月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月から20年2月15日まで
② 昭和21年4月から23年11月1日まで

私は、昭和18年6月ごろからA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が20年2月15日となっている。

また、B社には、昭和21年4月から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は23年11月1日となっている。勤務していたにもかかわらず、被保険者期間に空白があることは納得できない。当該期間について調査をして、資格取得日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は昭和20年3月19日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、同社の事業主及び同僚で連絡先の確認できる者は見当たらないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立人のA社における厚生年金保険記号番号の払出票に記載されている資格取得日と、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は同日の昭和20年2月15日である上、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録に不自然な点は確認できない。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は昭和36年3月9日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、37年7月11日に解散しており、同社の事業主及び申立人と同様に同社の新規適用と同時に資格取得している同僚で連絡先の確認できる者は見当たらないこ

とから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該期間に係る保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年8月9日まで
② 昭和43年3月9日から同年6月1日まで

私は、昭和41年夏ごろ、A社に入社し、42年8月9日から43年3月9日までの期間を除き、継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主（当時の事業主の子）及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、「申立人がA社で勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険の被保険者資格を取得した証拠となる資料は存在せず、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除していたかは不明である。」としている上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立てを裏付ける証言等を得ることができない。

また、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は確認できない。

加えて、事情を聴取できた複数の元同僚からも、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月1日から51年2月29日まで
② 昭和51年6月11日から54年5月13日まで

社会保険庁の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、実際の給与支給額に比べて、標準報酬月額が低く記録されている。当該期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書に記載された給与支給額は、厚生年金保険法第20条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当するものと推認でき、当該報酬月額は申立人の主張するとおり、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に比して高額となっているものと認められる。

しかし、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該給与明細書に記載されたB健康保険組合管掌健康保険に係る保険料控除額を基に算定した標準報酬月額も、社会保険庁に記録されている厚生年金保険に係る標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる賃金台帳等の関連資料は残っていない。」旨を回答しており、申立ての事実について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、A社は、申立人に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出たものと推認されることから、厚生年金保険料については、届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額から算定した保険料額を従業員の給与から控除していたと認められることから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から42年10月1日まで
私は、脱退手当金制度について知らなかった。

また、A社の前に勤務していたB社に係る脱退手当金を受給せずに、A社の脱退手当金のみを受給したとは考えられない。

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所は、昭和42年10月11日に請求を受理、同年11月22日に支給決定し、同年12月8日に支払っており、申立人の領収書も残っていることが確認できる。

また、申立人のA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、A社とB社は、厚生年金保険被保険者記号番号が異なるとともに、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書には、B社の記載が無いことから、同社は、脱退手当金の支払対象となっていないものと考えられる。

愛知厚生年金 事案1512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月4日から41年9月26日まで
私はA社の被保険者期間について、脱退手当金をもらっていない。

A社以前のB社及びC社の被保険者期間の脱退手当金は、もらいに行った記憶がある。

しかし、A社については、同社の事務担当者に脱退手当金はもらわないほうが良いと言われた記憶があり、脱退手当金をもらっていない。

脱退手当金の支給済みの記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無く、ほかに申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和42年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。